様式第３１号（その１）

誘導灯標準仕様書

１．添付図書

□ 付近見取図　□ 平面図　□ 立面図　□ 断面図
□ 配置図　□ 配線系統図　□ 配線図　□ 使用機器図
□ 受電系統図　□ 非常電源設備仕様書　□ 非常電源容量計算書
□ その他　（　　）

２．設計変更及び中間検査

(1) 工事中に設計図書と異なる工事をしようとする場合は、防火対象物の関係者、工事管理者及び所轄消防署と協議のうえ、行うものとする。

(2) 完成検査時、検査の困難な部分については、あらかじめ所轄消防署と連絡を取り、必要に応じて、中間検査を受けるものとする。

３．避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段通路誘導灯を除く）

□ 有効範囲は、階ごとに、次のいずれかの方法により算定した距離以下とする。ただし、誘導灯を階ごとに容易に見とおすことができない場合又は識別できない場合は歩行距離 10m 以下とする。

□ 下表の左欄に掲げる区分に応じ右欄に掲げる歩行距離とする。

区分			距離(m)
避難口誘導灯	A 級	避難の方向を示すシンボル ― 無	60
		避難の方向を示すシンボル ― 有	40
	B 級	避難の方向を示すシンボル ― 無	30
		避難の方向を示すシンボル ― 有	20
	C 級		15
通路誘導灯	A 級		20
	B 級		15
	C 級		10

□ 下式により算出した歩行距離（　　）mとする。

D ＝ k h＝（　　）×（　　）＝（　　）

D：歩行距離（単位：m）

h：誘導灯の縦寸法（単位：m）

k：下表の左欄に掲げる区分に応じ右欄に掲げる値

区　　分		k の値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボル ― 無	150
	避難の方向を示すシンボル ― 有	100
通 路 誘 導 灯		50

□　避難口誘導灯は、避難口の上部又は同一壁面上の近接した場所に設ける。

□　次の要件に該当する居室には、避難口誘導灯を設置しない。

□　室内の各部分から出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができる

□　床面積が 100 ㎡以下の居室

□　床面積が 400 ㎡以下の居室（当該対象物の関係者及び従業員のみが使用するもの）

□　通路誘導灯を床面に設ける場合は、荷重により破壊されない強度を有する。

□　通路誘導灯は、廊下又は通路で次の場所に設置する。

□　曲り角

□　直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に設置する避難口誘導灯の有効範囲内

□　廊下又は通路の各部分を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

４．階段通路誘導灯

□　階段通路誘導灯は、次のすべての条件を満たすので、設置しない。

□　階段室内に非常用の照明装置を設置する。

□　非常用の照明装置により、常時、避難上必要な照度（床面において１ルクス以上）を確保する。

□　階表示等により避難方向が確認できる。

□　路面又は表面及び踊場の中心線の照度が１ルクス以上となるように設ける。

５．客 席 誘 導 灯

□　客席誘導灯は、（□客席の側面　□固定いすの脚部　□床面）に設ける。

□　客席誘導灯は、明るさが客席内通路の床面の中心線において 0.2 ルクス以上の照度となるように設ける。

６．電源及び配線

(1)　電　　源

□　電源は、（□交流低圧屋内幹線　□蓄電池）とし、配線の途中で他に分岐しない。

□　電源の開閉器には、誘導灯用である旨を表示する。

(2)　非常電源

□　容　量　　□　20 分間以上 60 分間未満とする。

□　蓄電池設備（内蔵型）

□　蓄電池設備（別置型）

□　60 分間以上とする。

□　蓄電池設備（内蔵型）

□　蓄電池設備（別置型）

□　20 分間を超える部分は、自家発電設備とする。

□　非常電源設備仕様書を添付する。（内蔵型除く）

(3)　配線の種類及び施工方法

配線区分／系統区分	電線の名称及び太さ	施 行 方 法
非常電源回路		
誘 導 灯 回 路		

□　誘導灯回路は、（□２線式配線　□３線式配線）とする。

□　配線は、電気工作物に係る法令の規定により施工する。

７．そ　の　他

□　誘導灯は、□　消防庁長官の定める基準に適合するものとする。

□　登録認定機関の認定品とする。

□　雨水のかかるおそれのある場所又は湿気の滞留する場所に設けるものは、防水構造とする。

□　誘導灯の周囲には、誘導灯とまぎらわしい又は誘導灯をさえぎる灯火、広告物等を設けない。

８．誘 導 灯 の 消 灯

□　誘導灯を消灯する。

(1)　消灯の理由

□　無人又は無人となることがある場合

□　無人対象物

□　無人となる期間等

□　休　業　日（　　）

□　営業時間外（　　）

□　無人となる場合であっても、防災センター等に警備員等が常駐している。

□　利用形態により特に暗さが必要である場所

□　遊園地のアトラクション等の用に供される部分

□　飲食、酒類の提供は伴わない。

□　営業時間中のみ消灯する。

□　劇場、映画館、プラネタリウム等の用途に供される部分

□　飲食、酒類の提供は伴わない。

□　上映時間中のみ消灯する。

□　集会場等の用途に供される部分

□　催物の中で特に暗さが必要とされる時間のみ消灯する。

□　外光（自然光）により避難口又は避難方向が識別できる場所（消灯できるのは、外光（自然光）により明らかに識別できる期間のみとする。）

□　主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

(2)　消 灯 方 法

□　消灯は、手動式とする。

□　利用形態により特に暗さが必要である場所で、消灯時間が最小限に設定されているため、自動方式とする。（設定時間　　分）

□　一括して消灯する方式とする。

(3)　点 灯 方 法

□　自動火災報知設備の感知器の作動と連動し、消灯している誘導灯が点灯する。

□　自動により点灯する。

□　照明器具連動装置　□　扉開放連動装置　□　施錠連動装置

□　赤外線センサー　□　光電式自動点滅器　□　その他（　　）

□　手動により点灯する。

(4)　そ　の　他

□　消灯している間も、常時充電できる配線方式とする。

□　操作回路の配線は、耐熱配線とする。

□　点滅又は消灯に使用する点滅器、開閉器等

□　設置場所は（　　）とする。

□　その旨の表示をする。

９．点滅及び音声誘導機能

(1)　設置方法等

□　避難口誘導灯に、点滅機能を設ける。

□　(10)項　□　(16の２)項　□　(16の３)項

□　次の用途に供する部分が存する階で床面積が 1、000 ㎡以上のもの

□　（1）項イ　□　（1）項ロ　□　（2）項イ　□　（2）項ロ

□　（3）項イ　□　（3）項ロ　□　（4）項　□　（9）項イ

□　視力又は聴力の弱い者が出入し、その避難経路となる部分

□　不特定多数の者が出入し、かつ、看板等により視認性が低下する部分

□　点滅機能及び音声誘導機能を設ける。

□　視力又は聴力の弱い者が出入りし、その避難経路となる部分

□　不特定多数の者が出入し、かつ、看板等により視認性が低下する部分

□　自動火災報知設備を設置している。

□　次の場所以外には設けない。

・屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合は当該附室の出入口）

・直通階段の出入口（附室が設けられている場合は当該附室の出入口）

(2)　起 動 方 法

□　自動火災報知設備の感知器からの火災信号、受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して起動する。

□　自動火災報知設備が区分鳴動方式であるため、区分鳴動を行う階で起動し、全区域鳴動となった場合は全区域で起動する。

□　音声警報であるため、火災警報又は火災放送にあわせて起動する。

(3)　停 止 方 法

□　階段室が煙により汚染された場合に点滅及び音声誘導を停止する。

□　階段室に煙感知器を設置する。

□　階段室に設置する自動火災報知設備の煙感知器により停止する。

□　音声警報により火災警報又は火災放送が行われる時は、音声誘導を停止する。

様式第３１号（その６）

誘 導 灯 概 要 表

種　別			型　式	認定番号	蓄電池（内蔵型）型式及び容量	設置個数	製造年	製造者	備　　考
避難口誘導灯	Ａ級								
	Ｂ級	ＢＨ形							
		ＢＬ形							
	Ｃ級								
通路誘導灯	Ａ級								
	Ｂ級	ＢＨ形							
		ＢＬ形							
	Ｃ級								
客席誘導灯									

蓄電池（別置型）	容　　量		型式番号	
	型　　式		製造者名	
工事者	電源及び配線		機器取付	
その他				